暴力団排除条項の導入に伴う 普通貯金・当座勘定規定の改定について

JA 陶都は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯 罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成 23 年 2 月 1 日付で普通貯金規定、普通貯金無利息型(決済用)規定および当座勘定規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貯金者(またはこれから貯金取引を開始しようとする者)等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

(改 正

改定内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

(改 正 後)

<新旧対照表>

【普通貯金規定】

普通貯金規定	普通貯金規定
15. (解約等)	15 (解約等)
(3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号Aか	(新設)
らEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1	<u>(/// IBX)</u>
号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する	
場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとし	
ます。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当貯金	
者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は	
この貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこ	
の貯金口座を解約することができるものとします。	
① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の	
申告をしたことが判明した場合	
② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合	
<u>A. 暴力団</u>	
B. 暴力団員	
C. 暴力団準構成員	
D. 暴力団関係企業	
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集	
<u>団等</u>	
<u>F. その他前各号に準ずる者</u>	
③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当す	
る行為をした場合	
A. 暴力的な要求行為	
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為	
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる	
<u>行為</u>	
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の 信用な棄場し、よれは光知会の業務な状実よで活為	
信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為	
<u>E. ての他則各方に準する11 為</u> <u>(4)</u> (略)	(3) (略)
(4) (昭) (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、ま	(4) 前記(2)および(3)により、この貯金口座が解約され残高があ
たはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通	る場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合
帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は	には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当
相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求め	組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を
ることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が	求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座
変更されることがあります。	が変更されることがあります。
	52,72 47 60 42 617 50 7 50 7 6

【普通貯金無利息型(決済用)規定】

(改 正 後)	(改 正 前)
普通貯金無利息型(決済用)規定	普通貯金無利息型(決済用)規定
15. (解約等) (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号A からEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、 第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該 当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りする ものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当	15. (解約等) <u>(新設)</u>

(改 正 後) (改 正 前) 当貯金者との取引を継続することが不適切である場合に 当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知す ることによりこの貯金口座を解約することができるものとし ます。 ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽 の申告をしたことが判明した場合 ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集 F. その他前各号に準ずる者 ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当 する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用い る行為 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合 D. の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行為 その他前各号に準ずる行為 <u>(4)</u> (略) (3)(略) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、 (4) 前記(2)および(3)により、この貯金口座が解約され残高がある またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、 場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合に 通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合 は、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合 は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求 は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座 ことがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更さ が変更されることがあります。 れることがあります。 【当座勘定規定】 (改 正 後) (改 正 前) 当座勘定規定 当座勘定規定 第 23 条 (解約) 第23条 (解約) Lの当座勘定は、第1号、第2号AからFおよび第3号 (新設) AからEのいずれにも該当しない場合に利用することがで き、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に でも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお 断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一 にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切であ る場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通 知をすることによりこの当座勘定を解約することができる ものとします。 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の 申告をしたことが判明した場合 2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 В<u>.</u> 暴力団員 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴 F. その他前各号に準ずる者 3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当 する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用 いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組 合の信用を棄損し、または当組合の業務を妨害する行 E. その他前各号に準ずる行為 (略) (3) 4 4 (略) (略)

(5)

(略)